市川市公告第 265 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和８年 10 月 28 日

市川市長　田中　甲

１．　送達を受けるべき者の氏名又は名称
　　髙栁　泰地

２．　送達すべき書類を特定するために必要な事項
　　20261021-0059

＜注意＞

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第 279 号

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和８年１０月２８日から２週間、下水道部河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月２８日

公共下水道管理者　　市　川　市
代表者　市川市長　　田 中　　甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日
令和８年１０月３０日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

町　　名	番　　地
宮久保六丁目	２～５番、１０～１２番、１４番の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分　流　式

4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
市川市下妙典、本行徳及び加藤新田　江戸川第一終末処理場
市川市福栄４丁目３２番２号　　江戸川第二終末処理場

市川市告示第280号

指定第１号事業の事業所の指定について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第１項に基づき、次のとおり告示する。

令和8年10月28日

市川市長　田中　甲

１　指　定　申　請　者　　株式会社アイメディケア

２　事　　業　　所　　名　　アイカーサ東松戸介護事業所

３　事　業　所　所　在　地　　千葉県松戸市東松戸２－１９－１

４　指定・指定更新年月日　　令和８年11月１日

５　総　合　事　業　の　種　類　　介護予防訪問型サービス事業